

議案第19号**令和6年度鹿児島県一般会計予算**

令和6年度鹿児島県一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 840,510,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は150,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 県 税		158,636,756
	1 県 民 税	46,806,590
	2 事 業 税	34,665,411
	3 地 方 消 費 税	37,668,154
	4 不 動 産 取 得 税	3,768,767
	5 県 た ば こ 税	1,897,297
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	403,026
	7 軽 油 引 取 税	11,700,001
	8 自 動 車 税	18,997,501
	9 鉱 区 税	11,531
	10 狩 猟 税	22,108
	11 核 燃 料 税	2,512,727
	12 産 業 廃 棄 物 税	183,643
2 地方消費税清算金		78,136,592
	1 地方消費税清算金	78,136,592
3 地 方 譲 与 税		32,577,000
	1 特別法人事業譲与税	29,179,000
	2 地方揮発油譲与税	2,922,000
	3 石油ガス譲与税	80,000
	4 自動車重量譲与税	196,000
	6 森林環境譲与税	143,000
	7 航空機燃料譲与税	57,000

款	項	金 額
4 地方特例交付金		4,057,000
	1 地方特例交付金	4,057,000
5 地方交付税		280,108,000
	1 地方交付税	280,108,000
6 交通安全対策特別交付金		437,000
	1 交通安全対策特別交付金	437,000
7 分担金及び負担金		5,072,141
	1 分 担 金	107,035
	2 負 担 金	4,962,376
	3 過 年 度 収 入	2,730
8 使用料及び手数料		10,724,509
	1 使 用 料	6,960,915
	2 手 数 料	332,051
	3 証 紙 収 入	3,423,043
	4 過 年 度 収 入	8,500
9 国庫支出金		152,418,760
	1 国庫負担金	62,899,803
	2 国庫補助金	87,204,072
	3 委 託 金	2,314,885
10 財産収入		5,677,678
	1 財産運用収入	323,968
	2 財産売却収入	5,353,710
11 寄 附 金		17,607
	1 寄 附 金	17,607

(単位：千円)

款	項	金額
12 繰入金		35,280,187
	1 特別会計繰入金	132,611
	2 基金繰入金	35,147,576
13 繰越金		2,000,000
	1 繰越金	2,000,000
14 諸収入		10,444,070
	1 延滞金, 加算金及び過料等	208,999
	2 県預金利子	3,800
	4 貸付金元利収入	3,005,860
	5 受託事業収入	686,095
	6 収益事業収入	4,028,777
	8 雑収入	2,506,815
	9 過年度収入	3,724
15 県債		64,922,700
	1 県債	64,922,700
歳入合計		840,510,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		1,378,132
	1 議会費	1,378,132
2 総務費		44,414,420
	1 総務管理費	20,880,600
	2 企画費	13,304,013
	3 徴税費	4,602,341
	4 市町村振興費	1,440,050
	5 選挙費	886,477
	6 防災費	2,367,477
	7 統計調査費	546,127
	8 人事委員会費	174,428
	9 監査委員費	212,907
3 民生費		121,931,033
	1 社会福祉費	72,787,064
	2 生活福祉費	2,609,229
	3 児童福祉費	40,525,289
	4 生活保護費	5,981,084
	5 災害救助費	28,367
4 衛生費		65,000,606
	1 公衆衛生費	42,878,200
	2 環境衛生費	10,461,265
	3 保健所費	1,939,738
	4 医薬費	5,275,898

款	項	金額
	5 病院費	4,445,505
5 労働費		2,189,099
	1 労政費	295,607
	2 職業訓練費	1,772,527
	3 労働委員会費	120,965
6 農林水産業費		73,393,274
	1 農業費	14,394,478
	2 畜産業費	10,633,271
	3 農地費	24,477,114
	4 林業費	13,309,874
	5 水産業費	10,578,537
7 商工費		13,827,511
	1 商業費	5,085,434
	2 工鉱業費	6,124,413
	3 観光費	2,617,664
8 土木費		84,579,284
	1 土木管理費	1,777,603
	2 道路橋りょう費	45,396,947
	3 河川海岸費	18,394,377
	4 港湾費	13,807,435
	5 都市計画費	2,307,877
	6 住宅費	2,895,045
9 警察費		38,184,501
	1 警察管理費	34,622,142

款	項	金額
	2 警察活動費	3,562,359
10 教育費		193,930,107
	1 教育総務費	19,070,422
	2 小学校費	64,253,709
	3 中学校費	37,379,284
	4 高等学校費	37,159,530
	5 特別支援学校費	15,559,548
	6 社会教育費	2,462,992
	7 保健体育費	860,881
	8 大学費	1,031,186
	9 私学振興費	16,152,555
11 災害復旧費		12,727,559
	1 農林水産施設災害復旧費	4,678,846
	2 土木施設災害復旧費	7,965,713
	3 文教施設災害復旧費	23,000
	4 県有施設災害復旧費	60,000
12 公債費		107,984,859
	1 公債費	107,984,859
13 諸支出金		80,769,615
	3 地方消費税清算金	36,851,348
	4 利子割交付金	44,756
	5 配当割交付金	556,863
	6 株式等譲渡所得割交付金	654,025
	7 法人事業税交付金	2,558,575

(単位：千円)

款	項	金額
	8 地方消費税交付金	39,300,258
	9 ゴルフ場利用税交付金	282,119
	10 環境性能割交付金	521,671
14 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳出	合計	840,510,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
県政広報番組制作・放送業務委託	7 ^{年度}	千円 64,383
県立短期大学施設改修事業	7	187,898
住民基本台帳ネットワークシステムに係る機器一式の保守業務委託	7	835
令和6年度における地方債の共同発行によって生ずる連帯債務	6～16	共同発行団体による共同発行の総額1,210,000,000千円から本県の負担額54,000,000千円を除いた額1,156,000,000千円及びこれに対する利子相当額
自動車税種別割納税通知書等作成業務委託	7	29,027
自動車税申告情報等適正化支援業務委託	7	3,750
スポーツ・コンベンションセンター整備運営事業	6～25	31,298,831
公益社団法人鹿児島県森林整備公社に対する株式会社日本政策金融公庫融資損失補償（利用間伐等推進資金）	6～27	446,509千円及び損失確定日以降の未補償額に対し、損失補償契約に定める利子
指定医療機関施設設備整備事業	7～9	20,981
令和6年度融資に係る粒子線がん治療費用に対する利子補給	7～11	977
ハートピアかごしま長寿命化推進事業	7	59,925
令和6年度県中小企業制度融資損失補償	6～27	353,781
令和6年度発電用施設周辺地域生産設備投資支援利子補給	7～13	28,000
令和6年度企業立地促進補助金	7～10	1,226,036
雇用セーフティネット対策事業	7～8	209,715
令和6年度融資に係る漁業近代化資金融資額に対する利子補給	7	32,390
	8	32,390
	9	32,390
	10	32,440
	11	22,312

事 項	期 間	限 度 額
	12	9,007
	13	5,353
	14	4,874
	15	4,384
	16	3,915
	17	3,447
	18	3,011
	19	2,565
	20	2,128
	21	1,691
	22	1,257
	23	973
	24	744
	25	516
	26	289
	27	59
	計	196,135
令和6年度融資に係る水産業経営安定支援資金融資額に対する 利子補給	7	5,200
	8	5,200
	9	4,711
	10	4,074
	11	3,656
	12	3,331
	13	3,006

事 項	期 間	限 度 額
	14	2,689
	15	2,356
	16	2,031
	17	1,706
	18	1,385
	19	1,056
	20	731
	21	406
	22	82
	計	41,620
漁業指導取締兼調査船代船建造事業	7	900,900
広域漁場整備事業	7	228,000
令和6年度融資に係る農業近代化資金融資額に対する利子補給	7	34,589
	8	37,500
	9	37,500
	10	37,550
	11	35,613
	12	32,579
	13	29,547
	14	26,586
	15	23,481
	16	20,447
	17	17,415
	18	14,421

事 項	期 間	限 度 額
	19 ^{年度}	11,348 ^{千円}
	20	8,315
	21	5,282
	22	2,306
	23	966
	24	746
	25	525
	26	305
	27	88
	計	377,109
令和6年度融資に係る農業経営負担軽減支援資金融資額に対する利子補給	7	1,204
	8	1,250
	9	1,250
	10	1,252
	11	1,172
	12	1,068
	13	963
	14	862
	15	755
	16	651
	17	547
	18	444
	19	338
	20	234

事 項	期 間	限 度 額
	21 ^{年度}	130 ^{千円}
	22	28
	計	12,148
公益財団法人鹿児島県地域振興公社に対する令和6年度公益 社団法人全国農地保有合理化協会融資損失補償	7～18	88,896
令和6年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金利子補給 (大家畜)	7	24
	8	24
	9	24
	10	24
	11	24
	12	24
	13	23
	14	22
	15	21
	16	20
	17	18
	18	17
	19	16
	20	15
	21	14
	22	12
	23	11
	24	10
	25	9
	26	8

事 項	期 間	限 度 額
	27	千円 6
	28	5
	29	4
	30	3
	31	2
	計	380
令和6年度融資に係る畜産経営体質強化支援資金利子補給 (養豚)	7	12
	8	12
	9	12
	10	12
	11	12
	12	12
	13	11
	14	10
	15	9
	16	8
	17	6
	18	5
	19	4
	20	3
	21	2
	計	130
	7	48
	8	48

事 項	期 間	限 度 額
	9 <small>年度</small>	千円 48
	10	48
	11	48
	12	48
	13	46
	14	44
	15	41
	16	39
	17	36
	18	34
	19	32
	20	29
	21	27
	22	24
	23	22
	24	20
	25	17
	26	15
	27	12
	28	10
	29	8
	30	5
	31	3
	計	752

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度融資に係る養豚特別支援資金利子補給	7	16 <small>千円</small>
	8	16
	9	16
	10	16
	11	16
	12	16
	13	15
	14	13
	15	12
	16	10
	17	8
	18	7
	19	5
	20	4
21	2	
計	172	
令和6年度融資に係る高病原性鳥インフルエンザ対策経営再開資金利子補給	7	940
	8	940
	9	940
	10	921
	11	686
	12	451
	13	216
	計	5,094

事 項	期 間	限 度 額
令和6年度融資に係る高病原性鳥インフルエンザ対策経営再開資金保証料補助	7	800
	8	800
	9	800
	10	600
	11	400
	12	200
	計	3,600
令和6年度融資に係る高病原性鳥インフルエンザ対策経営継続資金利子補給	7	882
	8	882
	9	882
	10	863
	11	643
	12	422
	13	202
計	4,776	
令和6年度融資に係る高病原性鳥インフルエンザ対策経営継続資金保証料補助	7	750
	8	750
	9	750
	10	563
	11	375
	12	188
	計	3,376
家畜保健衛生所施設整備事業	7	166,709
県営中山間総合整備事業	7	95,400

事 項	期 間	限 度 額
道路改築事業	7 ^{年度}	1,300,000 ^{千円}
	8	80,000
	計	1,380,000
令和6年度募集に係る地域優良分譲住宅利子補給	7	1,846
	8	2,439
	9	2,637
	10	2,637
	11	2,417
	12	791
	13	198
	計	12,965
県営住宅建設事業	7	1,040,000
道路補修事業	7	300,000
基幹河川改修事業	7	310,000
総合流域防災事業	7	80,000
重要港湾改修事業	7	220,000
地方港湾改修事業	7	700,000
空港管理事業（空港施設等維持管理費）	7	216,700
公園整備事業	7～8	680,000
衛星系防災行政無線再整備事業	7	726,999
高等学校建物整備事業	7～8	2,925,893
鹿屋警察署整備事業（庁舎棟）	7～8	2,414,466
合 計 （45件）		1,203,062,868

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地域振興推進事業費	97,000	(借入方法)	年7.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。
総務施設整備事業費	913,000	証書借入又は証券発行		
並行在来線対策事業費	136,000	(他の地方公共団体との共同発行を含む。)の方法		
市町村振興資金貸付金	140,000	による。		
民生施設整備事業費	590,000	発行価格が額面金額を下		
衛生施設整備事業費	273,000	回るときは、		
労働施設整備事業費	32,000	その発行差額をうめるため		
商工施設整備事業費	30,000	必要な金額をこれに加算した額とすることができる。		
観光施設整備事業費	949,000	(その他)		
農業施設整備事業費	135,000	工事その他の都合により		
畜産事業費	1,118,000	一部又は全部を翌年度以降に借り入れることができる。		
農地事業費	4,977,000			
林道事業費	977,000			
治山事業費	2,026,000			
造林事業費	48,700			
水産施設整備事業費	506,000			
漁港事業費	1,823,000			
河川事業費	5,386,000			
砂防事業費	3,706,000			
海岸事業費	359,000			
港湾事業費	3,548,000			
空港事業費	679,000			
道路事業費	23,436,000			
都市計画事業費	684,000			
県営住宅建設事業費	921,000			
警察施設整備事業費	1,873,000			
教育施設整備事業費	3,542,000			
災害復旧事業費	2,995,000			
公共施設等除却事業費	319,000			
臨時財政対策債	2,704,000			
合 計	64,922,700			

議案第20号

令和6年度鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算

令和6年度鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ151,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

貸 付 勘 定

歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 10
	2 業 務 勘 定 繰 入 金	10
3 繰 越 金		144,921
	1 繰 越 金	144,921
4 諸 収 入		5,069
	1 貸 付 金 元 利 収 入	4,769
	2 過 年 度 収 入	300
歳 入 合 計		150,000

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付事業費		千円 150,000
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	150,000
歳 出 合 計		150,000

業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
3 繰 越 金		千円 1,900
	1 繰 越 金	1,900
歳 入 合 計		1,900

歳 出

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金貸付事業費		千円 1,900
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	1,900
歳 出 合 計		1,900

議案第21号

令和6年度鹿児島県公共土木用地取得先行事業等特別会計予算

令和6年度鹿児島県公共土木用地取得先行事業等特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,276千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

公共土木用地取得先行事業勘定

歳入

款	項	金額
3 諸 収 入		千円 14,405
	1 雑 入	14,405
歳 入 合 計		14,405

歳出

款	項	金額
1 公共土木用地取得先行事業費		千円 14,405
	2 公 債 費	14,405
歳 出 合 計		14,405

土地開発基金勘定

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 33,871
	1 財産運用収入	33,871
歳入合計		33,871

歳出

款	項	金額
1 土地開発基金費		千円 33,871
	1 土地開発基金費	33,871
歳出合計		33,871

議案第22号**令和6年度鹿児島県港湾整備事業特別会計予算**

令和6年度鹿児島県港湾整備事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,010,182千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 2,281,805
	1 使用料	2,281,805
2 財産収入		39,025
	1 財産運用収入	39,025
3 繰入金		833,755
	1 一般会計繰入金	832,470
	2 共生・協働の地域社会づくり基金繰入金	1,285
5 諸収入		69,673
	1 雑収入	69,673
6 県債		4,785,924
	1 県債	4,785,924
歳入合計		8,010,182

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費		千円 8,010,182
	1 港湾整備事業費	4,082,887
	2 公債費	3,927,295
歳出合計		8,010,182

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
港 湾 整 備 事 業	7 ^{年度}	300,000 ^{千円}

第3表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
埠頭用地造成事業費	2,072,000 ^{千円}	(借入方法) 証書借入又は証券発行の方法による。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。 (その他) 工事その他の都合により一部又は全部を翌年度以降に借り入れることができる。	年 7.0% 以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等の方法により償還する。 ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。
上屋建造事業費	760,000			
借 換 債	1,953,924			
計	4,785,924			

議案第23号

令和6年度鹿児島県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和6年度鹿児島県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 235,493千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 6,522
	1 一 般 会 計 繰 入 金	6,522
2 繰 越 金		130,849
	1 繰 越 金	130,849
3 諸 収 入		98,122
	1 貸 付 金 元 利 収 入	83,116
	2 県 預 金 利 子	14
	4 過 年 度 収 入	14,992
歳 入 合 計		235,493

歳 出

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 235,493
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	235,493
歳 出 合 計		235,493

議案第24号

令和6年度鹿児島県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度鹿児島県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,650千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
3 繰 入 金		千円 8,931
	1 一 般 会 計 繰 入 金	8,931
4 繰 越 金		2,640
	1 繰 越 金	2,640
5 諸 収 入		43,079
	1 県 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	3,564
	4 過 年 度 収 入	39,514
歳 入 合 計		54,650

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業支援資金貸付事業費		千円 54,650
	1 中小企業支援資金貸付事業費	54,650
歳 出 合 計		54,650

議案第25号

令和6年度鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

令和6年度鹿児島県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 204,293千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

貸付勘定

歳入

款	項	金額
2 繰入金		千円 70
	2 業務勘定繰入金	70
3 繰越金		193,623
	1 繰越金	193,623
4 諸収入		6,307
	1 貸付金元利収入	4,547
	2 過年度収入	1,760
歳入合計		200,000

歳出

款	項	金額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 200,000
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	200,000
歳出合計		200,000

業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
3 繰 越 金		千円 4,293
	1 繰 越 金	4,293
歳 入 合 計		4,293

歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業 費		千円 4,293
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業 費	4,293
歳 出 合 計		4,293

議案第26号

令和6年度鹿児島県公債管理特別会計予算

令和6年度鹿児島県公債管理特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 200,534,267千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		千円 897,142
	1 財産運用収入	897,142
2 繰入金		137,093,859
	1 一般会計繰入金	107,984,859
	2 県債管理基金繰入金	29,109,000
4 県債		62,543,266
	1 県債	62,543,266
歳入合計		200,534,267

歳 出

款	項	金 額
1 公 債 費		千円 200,534,267
	1 公 債 費	200,534,267
歳 出 合 計		200,534,267

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借 換 債	千円 62,543,266	<p>(借入方法)</p> <p>証書借入又は証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)の方法による。</p> <p>発行価格が額面金額を下回るときは、その発行差額をうめるため必要な金額をこれに加算した額とすることができる。</p>	<p>年 7.0% 以内(ただし、利率見直し 方式で借り入れる 資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等等の方法により償還する。</p> <p>ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。</p>
計	62,543,266			

議案第27号

令和6年度鹿児島県就農支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度鹿児島県就農支援資金貸付事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ48,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

貸 付 勘 定

歳 入

款	項	金 額
2 繰越金		千円 11,456
	1 繰越金	11,456
3 諸収入		21,745
	1 貸付金元利収入	21,745
歳 入 合 計		33,201

歳 出

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		千円 33,201
	1 就農支援資金貸付事業費	33,201
歳 出 合 計		33,201

業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 117
	1 一 般 会 計 繰 入 金	117
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		1
	1 県 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		119

歳 出

款	項	金 額
1 就農支援資金貸付事業費		千円 119
	1 就農支援資金貸付事業費	119
歳 出 合 計		119

農 業 改 良 資 金 貸 付 勘 定

歳 入

款	項	金 額
2 繰 越 金		千円 10,397
	1 繰 越 金	10,397
3 諸 収 入		4,282
	1 過 年 度 収 入	4,282
歳 入 合 計		14,679

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		千円 14,679
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	14,679
歳 出 合 計		14,679

農 業 改 良 資 金 業 務 勘 定

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 791
	1 一 般 会 計 繰 入 金	791
3 諸 収 入		1
	1 県 預 金 利 子	1
歳 入 合 計		792

歳 出

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費		千円 792
	1 農 業 改 良 資 金 貸 付 事 業 費	792
歳 出 合 計		792

議案第28号

令和6年度鹿児島県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度鹿児島県国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 186,058,146千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		47,403,621 ^{千円}
	1 負担金	47,403,621
2 国庫支出金		56,572,086
	1 国庫負担金	35,081,806
	2 国庫補助金	21,490,280
4 前期高齢者交付金		69,718,146
	1 前期高齢者交付金	69,718,146
5 共同事業交付金		446,300
	1 共同事業交付金	446,300
6 出産育児交付金		5,026
	1 出産育児交付金	5,026
7 財産収入		12,441
	1 財産運用収入	12,441
9 繰入金		11,900,526
	1 一般会計繰入金	11,055,503

款	項	金 額
	2 基金繰入金	千円 845,023
歳 入	合 計	186,058,146

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		千円 6,259
	1 総 務 管 理 費	5,384
	2 運 営 協 議 会 費	875
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		154,614,915
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	154,614,915
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		23,472,127
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	23,472,127
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		25,308
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	25,308
5 介 護 納 付 金		7,025,699
	1 介 護 納 付 金	7,025,699
6 病 床 転 換 支 援 金 等		11
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	11
8 共 同 事 業 抛 出 金		446,464
	1 共 同 事 業 抛 出 金	446,464
10 保 健 事 業 費		141,464
	1 保 健 事 業 費	141,464
11 基 金 積 立 金		12,441

款	項	金 額
	1 基金積立金	千円 12,441
12 諸 支 出 金		13,458
	1 償還金及び還付加算金	13,458
14 予 備 費		300,000
	1 予 備 費	300,000
歳 出 合 計		186,058,146

議案第29号

令和6年度鹿児島県病院事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鹿児島県病院事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数 911床

(2) 患 者 数

延入院患者数	253,739人	1日平均入院患者数	695人
--------	----------	-----------	------

延外来患者数	263,545人	1日平均外来患者数	1,085人
--------	----------	-----------	--------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 病院事業収益		20,148,400千円
第1項 医業収益		16,473,865千円
第2項 医業外収益		3,674,535千円
	支	出
第1款 病院事業費用	23,027,488千円	
第1項 医業費用	22,887,375千円	
第2項 医業外費用	130,113千円	
第3項 予備費	10,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 654,582千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,310,498千円
第1項 企業債		692,000千円
第2項 他会計負担金		618,498千円
	支	出
第1款 資本的支出	1,965,080千円	
第1項 建設改良費	1,314,148千円	
第2項 企業債償還金	631,580千円	
第3項 長期貸付金	19,120千円	
第4項 基金積立金	232千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	県立病院の施設及び設備の整備事業
限度額	692,000千円
起債の方法	証書借入又は証券発行
利率	年7.0パーセント以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）
償還の方法	借入時期から据置期間を含め40年以内において元利均等又は元金均等等の方法により償還する。ただし、財政の都合により繰り上げて償還をし、又は上記借入期間の範囲内で借り換えることができる。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,332,474千円

(2) 交際費 565千円

（たな卸資産購入限度額）

第7条 たな卸資産の購入限度額は 2,615,315千円と定める。

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

議案第30号

令和6年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度鹿児島県工業用水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 給水事業所数 | 44事業所 |
| (2) 年間総給水量 | 5,876,500立方メートル |
| (3) 1日平均給水量 | 16,100立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	384,675千円
第1項 営業収益	290,890千円
第2項 営業外収益	93,785千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費用	409,980千円
第1項 営業費用	397,231千円
第2項 営業外費用	12,749千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 193,969千円は、過年度分損益勘定留保資金 193,969千円で補填するものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	0千円
支 出	
第1款 資本的支出	193,969千円
第1項 建設改良費	20,802千円
第2項 企業債償還金	173,167千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第3条 支出

- | |
|---------------|
| 第1款 工業用水道事業費用 |
| 第1項 営業費用 |
| 第2項 営業外費用 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又は

それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 32,716千円

令和6年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一